

令和 7 年
9 月 舟橋村議会定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）

議事日程

令和 7 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 村政一般に対する質問並びに議案第 22 号から議案第 31 号まで
(一般質問・質疑、常任委員会付託)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1 番 小杉知弘
2 番 古川元規
3 番 加藤智恵子
4 番 田村馨
5 番 森弘秋
6 番 竹島貴行
7 番 前原英石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長 渡辺光
教育長 土田聰
総務課長 山崎貴史
住民生活課長 田中勝
健康福祉課長 船木寛人

会計管理者 老田幸雄

代表監査委員 川崎正夫

職務のため出席した事務局職員

事務局長 松本良樹

午前10時00分 開議

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和7年9月舟橋村議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第22号から議案第31号まで

○議長（古川元規） 日程第1 議案第22号 舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件から議案第31号 令和6年度舟橋村簡易水道事業会計決算認定の件まで、10件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（古川元規） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4番（田村 馨） おはようございます。4番田村でございます。
それでは、通告に従いまして、質問を行ってまいります。
まず、私のほうからは、こども基本法を踏まえた、これは仮の名前でございますが、「舟橋村子ども条例」の制定について伺ってまいります。

今日の子どもを取り巻く状況は、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、児童虐待相談の件数や不登校の件数が過去最多になるなど深刻化しています。事実、児童虐待相談件数は1990年の1万1,631件から2020年には20万5,044件となり、約18倍に増加しています。

また、2018年には、東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が閣議決定されましたが、子どもの生命が奪われる重大な事件は後を絶たず、2020年に警察が検挙した児童虐待事件2,172人のうち、61人が死亡に至っています。

児童が死亡に至った事件では、実母による虐待が最も高く66.2%であります。こ

の最大の要因は、保護者や家庭を取り巻く環境の厳しさだと言えるのではないでしょか。子育て中の母親の約6割が、近所に子どもを預かってくれる人がいないと、孤立した状況に置かれており、各種の子育て支援事業が必要とする要支援児童等に十分届かず、施策の効果が限定的になっていると言えます。

こうしたことから、国は対策として2018年12月には、2022年度までに児童相談所の児童福祉司を約2,000人増加させることや、全ての市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置すること等を定めました。

しかし、その後も児童虐待相談件数が増加し、政府は2022年1月に、同年度の児童福祉司の目標を5,765人としました。

こうした状況を踏まえ、子育て世帯への包括的な支援のため必要な体制強化関連事業を行う子ども家庭センターの設置、訪問による家事支援、子どもや家庭を支える事業の創設を行うための「児童福祉法等の一部を改正する法律」が2022年に国会で可決しています。

さて、令和4年4月に、子ども基本法が施行されました。この法律の第1条の目的を要約すれば、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが自立した個人として成長し、環境等にかかわらず、権利擁護が図られ、幸福な社会の実現を目指し、社会全体で子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することあります。

また同法の第3条、基本理念の1号から4号は、児童の権利に関する条約の、いわゆる4原則である「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」に相当し、さらに同法第4条、第5条では、子ども施策の総合的な策定及び実施や連携等について、国、地方公共団体の責務を明らかにしています。

同法は、続く第9条の「子ども施策に関する大綱」で、政府は子ども施策を総合的に推進するため、子ども大綱を定めるとしています。

重要なと思われる点は同法第11条の「子ども施策に対する子ども等の意見の反映」で、子ども施策の策定、実施、評価に当たっては、子ども等の意見を反映するとしていることです。

今回、子ども基本法の施行や子ども大綱策定により、舟橋村でも具体的な計画の策定が必要になると思われますが、少子化対策や人権課題も含めた総合的な子ども施策を推

進するに当たっては、本村の多様性を踏まえた独自の課題解決が必要と思われます。

そのためには、何よりも子どもの置かれている権利状況や課題を把握した上で、総合的な子ども条例の制定が必要と考えられます。

については、以上を踏まえ、以下についてまず伺ってまいります。

まず1つ目、舟橋村の少子化の推移及び児童虐待件数、不登校件数の推移と実態について伺います。

2つ目、こども基本法を基にした総合的な子ども施策を展開するための舟橋村子ども条例を制定すべきと考えられますが、いかがでしょうか。

3つ目、舟橋村子ども条例及び子ども計画策定に当たっては、広く住民、有識者、事業者等の意見の吸い上げが必要と考えられます。また、何より子どもの主体的な参加と意見の吸い上げが重要ですが、その必要性についての認識を伺います。

4番目、条例制定に当たり、行政内の横断的な連携と、県や近隣の地方公共団体との連携が必要と考えられますが、認識をお伺いします。

そして、最後、5番目ですが、こども基本法の基本理念に挙げられている「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」などは、学校では子どもにどのように教えられているのか。

以上5点についてお伺いいたします。

○議長（古川元規）　土田教育長。

○教育長（土田　聰）　それでは私のほうから、4番田村議員のご質問のうち、1番目、舟橋村の少子化の推移及び児童虐待件数、不登校件数の推移と実態と、5番目、こども基本法の基本理念の学校での指導についてお答えいたします。

まず、舟橋村の児童生徒数の推移についてですが、平成28年度から見ますと、28年度、29年度の352名を最多として、現在予想できる令和13年度には326名とやや減少傾向がありますが、おおむね児童数200名、生徒数100名の300名余りでの推移となっており、令和13年までは、大きく減少することは予想されません。

次に、児童虐待件数ですが、過去10年間で児童相談所で措置されたのは1件で、身体的虐待であります。令和に入ってからは、認知されている虐待はありません。

続いて、不登校児童生徒ですが、令和元年から本年度1学期までの不登校児童生徒数は、全体の0%から2.6%で推移しております。これは、最新のデータの令和5年度

の全国平均 3.7 %を下回っております。

不登校の理由としましては、不安・身体の不調、学業不振、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、進路の悩み、家庭環境の急激な変化、友人関係など、これらが複合したものとなっております。

不登校児童へは、担任はもとより、管理職、生徒指導主事、養護教諭、さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、チームとして個々の児童生徒に応じた支援をしております。

最後に、こども基本法に関するご質問にお答えします。

議員お尋ねの 4 つの基本理念は、子どもの権利条約に定められている 4 つの基本的な原則になろうかと思います。

学校では、学習指導要領に基づいて基本的人権に関する学習が組み込まれております。また、全ての教育活動の中で機会を捉えて指導をしているところであります。

特に全学年を通して、特別の教科「道徳科」で、思いやり、友情、正直、公正、生命の貴さ、公正・公平、人権を尊重する心など、基本的人権の考え方につながることやいじめの防止や相互理解を通じて、日常生活の中の人権意識を学んでおります。

また、教科学習の中では、小学校 6 年生の社会科で、日本国憲法の基本原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義）について学びますし、中学校では、さらに踏み込んだ学習、差別やジェンダー、知る権利なども学びます。

さらに、小中学校とも総合的な学習の時間や人権週間などの行事を通して人権教育を行っております。

小学校では本年度、花を通じて人権意識を育む教育活動である「人権の花」運動にも取り組んでおります。

以上のように、先ほども述べましたが、全ての教育活動を通して指導をしているということでございます。

以上、私の答弁といたします。

○議長（古川元規） 船木健康福祉課長。

○健康福祉課長（船木寛人） 4 番田村議員の、舟橋村子ども条例についての残りのご質問にまとめてお答えいたします。

現在県内で子ども条例や子どもの権利条例を制定されていますのは、魚津市、射水市、南砺市、上市町であり、富山県においては、子どもの意見を聞くなどして、仮称「富山

「県子どもの権利に関する条例」の制定に向けて、現在取り組んでおられると聞いております。

舟橋村としましては、まずは富山県の動向を注視し、富山県において制定された際にはその内容を精査しまして、村としても条例制定に向けた検討を行いたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、村としても当該条例を制定する場合には、有識者の意見を聞くことはもとより、子どもの意見を聞いて、それを条例に反映させることは、子ども施策の策定等に当たって、子どもの意見を反映させるとしているこども基本法の趣旨とも合致しているところであります。村としても必要なことであると考えております。

また、条例制定に当たっての行政内の横断的な連携という点におきましては、教育委員会との連携も必要となってまいりますので、制定する場合には、しっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

同じく県との連携も当然ながら必要なことありますし、近隣自治体とも必要に応じて連携してまいりたいと考えております。

次に、ご質問にありました子ども計画につきましては、今年度の当初予算に必要経費を計上しまして、策定に向けて取り組んでいるところであります。現在は小中学生を対象にしたワークショップを実施するとともに、高校生年代から39歳までの世代を対象にアンケート調査を実施しているところであります。子どもや若者の意見をしっかりと聞き、計画に反映させたいと考えております。

いずれにいたしましても、村の子ども一人一人が自分らしく生きられるよう、今後も子ども・子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） おはようございます。1番小杉知弘です。

本日は通告どおり、地域密着型の起業及び新規事業の支援について、1点質問させていただきます。

さて、施行開始から既に約17年経過したふるさと納税ですが、寄附額は年々増加しております。令和6年度の寄附額は全国で1.2兆円を超えており、本村においてもふるさと納税による税収が増加しているところであります。

インターネット等で本村の返礼品を検索してみると、主食米以外の食品だけでなく、

シルバー人材センターによる各種作業など、かなりの数の返礼品を見つけることができます。これは役場当局や地域創造力アドバイザーなどの努力の結果だと推測しますが、やはり返礼品の主力は主食米のようです。

住民サービスの向上のためにも、さらなる寄附額の増加を目指すべきと考えますが、日本一面積が小さい本村にとっては、面積が生産量に比例する主食米だけでは限界がありますし、新しい返礼品は、待っていてもなかなか増えていかないと思います。

そこで、私としましては、行政として地域密着型の起業及び新規事業の支援をすることで返礼品を増やしていくことができないかと考えております。

ただ、支援をするにしましても、財源の話を避けることはできませんので、「ローカル10,000プロジェクト」という地域経済循環創造事業交付金の活用について、村長のご所見を伺いたいというのが本日の質問になります。

ローカル10,000プロジェクトというのは、総務省による交付金で地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者などの初期投資費用を支援するものです。

地域金融機関による融資額と同額を、2,500万円を上限に公費で補助する制度になり、公費の半分を国が、残りを村で負担する制度です。仮に自己資金をゼロとした場合、2,500万円の融資を受ければ、融資額の倍である5,000万円の事業を始めることができる制度となります。

活用事例を見てみると、地域の農産物を加工した新商品の開発やサイクリング観光拠点整備、未利用バイオマスの活用、各種コンサルティングなど非常に多岐にわたっており、平成24年から全国で535件もの事業で活用されています。

また、質問の趣旨とは若干ずれますが、遊休施設や古民家などを活用した事業でも活用されており、本村でも課題となっている空き家対策の一端を担える可能性も秘めていますし、新規事業となるわけなので、新たな雇用の創出にもつながると考えます。

本交付金を活用して新規事業や新商品を村民に開発していただき、ふるさと納税の返礼品登録をしてもらうことで寄附額の増加につながる事業になり得ると思います。

まずは村民が本交付金を使えるよう、制度の確認と予算化をお願いしたいと思いますが、村長のご所見を伺わせていただければと存じます。

質問は以上です。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡邊 光） 今ほどの1番小杉議員の地域密着型の起業及び新規事業の支援について答弁をさせていただきます。

ご指摘にございました総務省の「ローカル10,000プロジェクト」については、地域力創造アドバイザー・渡邊氏が当村に着任して間もなく、地域活性化の手段との情報の提供を伺っておりました。対象となる分野も広いため、ご指摘のとおり、ふるさと納税返礼品の拡充や空き家の利活用など、現在抱える村の課題解決のみならず、これから先に発生し得る村の課題解決にも有効に利用できる制度であろうと考えております。

利用に当たっての予算化については、特にふるさと納税返礼品の拡充に資するものであれば、村財政においても大きく寄与するものでありますので、案件によっては速やかな予算化の対応も念頭に考えております。同時に、村内での需要が見込めるものの、その供給がかなっていない事業においても、同様に対応する必要があると考えております。

余談にはなりますが、この制度を有効に活用いただくには、やはり地域の人材が必須であることは間違いない事実であります。本年度は、地域創生人材育成プログラム事業を行う予定としており、その中からこのような制度を利用して舟橋村の創生に寄与いただける人材が輩出されることを願っております。

以上簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 去る7月30日にロシアのカムチャツカ半島地震速報で津波情報、見てからでは間に合わない。要するに、津波を沖に見て、そこから逃げておっても駄目だというふうに言っていますね。「見てからでは間に合わない」。実に当を得た言葉です。感心しました。いつも話しますが、事故が起きてからでは間に合わない、であります。

それでは、通告してあります3点について質問します。整備をお願いいたします。

まず1番目、県道岩崎寺大石原水橋線と村道古海老江鉢木線の交差点の整備についてであります。本交差点の適切な場所に横断歩道の設置であります。

6月議会で、常任委員会で加藤議員が質問をされておりました。村では、6年度に引き続き7年度も要求をしてまいります、でした。

本県道の交通量について、少し古いですが、令和5年の同交差点の交通量の調査があります。4月21日の朝、午前5時から6時の1時間の交通量は、南方面、富山市三郷方面ですね、418台、北方面、立山町方面ですね、278台であります。

この交通量からして、同交差点は危険度が高い。横断歩道がなく、勝手に横断することは危険極まりないと言わざるを得ないと考えます。

制限速度は60キロメートルであります。まあまあ実際70か75か分かりませんけれども。子どもたち、児童数は、現在は2名。今後増えることが予想されます。

転ばぬ先のつえです。先行投資です。横断歩道の整備をお願いします。

本来ならば横断歩道が既にできていても不思議ではないと考えますが、いかがですか。村長は議長に相談されていると聞き及んでおりますが、既に後手に回っていると考えます。学校では、道路を渡るときの交通安全的な指導をしている。これは教育長の話ですね。しかし、「飛び出すな、車は急に止まれない」の標語がありますね。

そこで、視点を変えて、なぜ必要か。パレットタウンは現在開発中であります。宅地予定の88.5%が売却され、生活をされております。聞きますと、4区画が建て売りとして入居者を募集、3区画が売り出し中。これは8月31日現在です。

地元、吉川氏、加藤議員と現状把握のため、上市警察署に訪問しました。時の判断は、以前から聞き及んでいることから、既に計画の中に、横断歩道は視野の中に入っているような感じがありました。前向きとは言いませんが、一応好意的でした。

ただ、上市警察署の計画では、団地向かい側、北側ですね、森崎博幸宅前に待避場所がない、がネックとなっている。これも問題であると。村は、予測してかどうか分かりませんけども、待避場所を整備しておけばよかったと断腸の思いのようです。

横断歩道の白線引き、歩道案内板、看板等ですね、設置などは公安委員会とも協議が必要であります。設置場所については今後も検討が必要であると考えられます。

また、歩道が交差点北側にできれば、相当狭いですね、あの交差点北側。道路の縁石、反対側へ行きますと歩道がありますが、その縁石につきましては、立山土木事務所で、歩道に必要な幅の縁石を切りましょうと。土木事務所の話では、上市警察署とかと相談しているそうですね。そういう話をしておりました。

そこで、2番目、パレットタウン、団地北側向かいの歩道の整備についてであります。

村道海老江鉢ノ木線道路改良事業に伴い、当該道路北側の一般住宅宅地を一部買収して拡幅する事業が計画されました。いかんせん議会で、なぜか凍結となりました。不思議ですよ。村は将来を見越して歩道を造っていこうじゃないかと言ったのにもかかわらず、議会で凍結になったと。本当に不思議です。普通こういうことは、私たちは考えられないですね。

しかるに、同交差点に横断歩道を設置するに当たり、同步道が必要と考え、再度整備のための予算措置をお願いするものであります。

先ほども言いましたが、同タウンは今や26区画のうち23住宅が建ち並んでおります。いずれ宅地が完売し住宅が建築されることを考えれば、必要なことは火を見るより明らかであります。

事業の先行投資が考えられなかったのか。先見の明がなかったですね。当時、歩道の整備について、先行投資を実施しておけば、こんなことを言う必要がなかった。残念であります。もっとスムーズに横断歩道の整備の話が進んだとも考えられます。

3番目に、パレットタウン東側側溝の暗渠、頭の中で想像してもらったりいいですね、に係る整備についてであります。

パレットタウン東側側溝の一部には、連絡通路として、暗渠として通路となっていますが、隣接する住宅、聞くところによりますと、東側一部が開渠となっております。非常に危険であります。人身事故であれ、交通事故であれ、危険極まりないことは明白であります。

ただこれは、本道路は県道でありますので、村で工事をしようと思っても難しい。そこで、ここからは、村から県に改良をお願いし、早急に整備をお願いします。すぐに要望を県に提出してください。

先日、土木とちょっとあそこ、現場を見ておったんですが、まあ言わることは分かること。いずれにしても、村の要望が必要であると言っておりましたので、よろしくお願ひしたいと。

そこで、1つネックになるのは、当該用水が道路を横断するときに曲がっておる……。側溝自身が道路を横断するときに曲がっておるんですね。曲がっておるちゃ、変ですけど。そしたら、地元民に言わせると、ここにごみがたまると。ごみがたまって大変と不評です。

したがって、この用水をまず直線にする。直線にしてごみが流れやすいようにする。これも県の仕事ですから、暗渠と一緒に、用水を真っすぐにするということになります。

今ほど言いましたように、先日も県に話しましたが、安全面に関しては、暗渠については一応納得といいますか、話は分かったというような感じでした。

いずれの問題も同時進行で進めなければならんというふうに思います。向かい側の歩道ですね。それから、暗渠用水。それができてから横断歩道ですかね。

だから、ひとつ村の考え方、どうするかということ、方針、いかにすることと。俗に言う「検討します」では、もう遅いです。パレットタウンはもう建物が建って、子どもがぽつぽつ生まれてくる。そうすると、用水に落ちたり、交通事故が起きたりする。事故が起きてからでは遅いです。遅いことは明白であります。

いつも言いますが、全ては村民の幸福度の向上のために。全ては村民の幸福度の向上のために。

これで終わります。

○議長（古川元規） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中 勝） 5番森議員の質問にお答えいたします。

初めに、県道と村道が交差する交差点部分は、上位道路である県道が管理する事例が多いと伺っております。

1番目について、議員ご指摘のとおり、県道岩崎寺大石原水橋線と古海老江鉢ノ木線の交差点部分は交通量が多く、歩行者目線で捉えると大変危険な道路と認識しております。東芦原のパレットタウンにも住宅が立ち並び、小学校へ通う児童をお持ちの家庭も増えてきました。

昨年10月に村教育委員会主催の通学路安全推進会議でも議題として挙がり、参加者の育成会、上市警察署、立山土木事務所の職員及び村職員が危険性の面で共通認識を図ったところでございます。横断歩道を設置するには村単独で設置することはできないため、昨年に引き続き、本年7月23日に上市警察署に要望書を届けてきました。

2番目については、パレットタウン団地北側の森崎宅側から東西への歩道設置の要望だと認識しております。これについては、パレットタウン建設時に村議会に対し村道拡幅要望を提案して認められなかった経緯もございますので、横断歩道を設置された次の段階で検討してまいります。

3番目については、道路側溝を用水と兼用している事例であります。県道建設時に地元農家の要望を聞き、蓋なしの状態である開渠になっていると思われます。

暗渠化については、用水管理者である地元生産組合の了解が得られるのであれば、道路管理者である立山土木に要望していきたいと考えております。そのときに、同じく東芦原地区の地元要望である交差点西側の用水直線化も併せて県に要望してまいります。

村管理でない県道という縛りがあり、また規制標識を伴うものは警察に要望として届けなければならず、遅々として進まない現状にいら立ちを募らせるのは、議員さんだけ

ゃなく、村当局も同じであることをお伝えして答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 今ほどの答弁を聞き、ありがたい面、え、何でやという感じもありますね。

まず、1つ目です。用水暗渠の関係ですね。

確かに、生産組合、地元の住宅ですか。これ、行政の仕事でしょう。それをどんどん行政側から働きかけて、いや、こんなこともしたい、ああしてくださいと。ですから、討論会か議論か知りませんが、話しかけて、いやどうですかというのが……。何か人ごとのような答弁でしたね。

上市警察署、7月23日と聞きましたけども、私たちは6月に行っておるんですよ。そのときに、交通何とか課長かな、課長代理か、話を聞いたら、先ほども言いましたけども、これは認識しておる。村からの要望は上がっておる。もう相当数検討されているような感じでしたよ。村は何を言っておるんですかね。

そこら辺はもう少しあみ碎いて話をして、なら、どうするかということをやっていかないと。いろんな推進会議も大事ですけどもね。どうですかね、今の答弁を聞きました。

教育長に聞きましたよ。横断歩道はどうなっているんですかと。たくさん要望があって、まだまだ順番が回ってこないと言うておる。それでいいんですかね。回ってこんからほっぽっておくんでは、回ってこなくても、何とかならないかというのが行政側の立場でしょうが。

私は、こう言いました。ならば、100万ぐらいであれば、あるいは50万でもいいですけど、ちょっと飛び越えていきやどうやと。ちょっと割り込んでいきやどうやと話したら、そんなこと、できないと。できんのは分かっていますよ。できんのは分かっておるんですが、そうではなくて、何とかならんかと。

そういうふうにして、行政サイドから話していくのが、私は筋でなかろうかと。そういうことを言っておったら、永遠に夢ですよ。成りませんよ。

やっぱり要望とか要求というのは、どんどん攻めていって、攻めていって、攻めていって成るもんですよ。まあ、上から降ってくる場合もありますね。してあげましょうという場合もありますけどもね。

兵法では「外堀から埋める」という言葉がありますね。先ほど言いましたように、ここは、周りから埋めましょう。

答弁の中に、向かい側の森崎さんのところの歩道について、横断歩道ができるから造りましょうと。反対でしょうが。

私たちは、用水もよくしました。ついては、懸案になっておる歩道も造りました。だから、どうですかと。だから、警察署長さんよ、歩道を早くしてくれと。どちらが正しいか分かりませんが、そういうものでしょう。

要するに、外堀から埋める。周りから整備していきましょうというのが一つの戦略ではなかろうかと思うんですが、どうなんですかね。

ですから、早いこと条件整備をして横断歩道ができるようにしてやる。要するに、横断歩道というのは簡単にできないんですよ。過去に私も経験しましたから。そんな簡単には成るもんじゃないですよ。

新たに横断歩道をつくってください。あ、そうですか。いや、つくりましょう。そんなふうに言っておったら、世の中、何も心配は要らん。そこをどうしてやるかというのは行政サイドだというふうに思いますが、どうでしょうかね。村が、要するに村民の安全・安心のために、どうするかということです。

何せ横断歩道ができるから、あちこち、あちこちは逆だと私は思います。何とか、まず最初に土木事務所に、開渠を暗渠用水にします。用水も真っすぐにする。そういうふうに外堀から埋めていく。

こういったことを考えながら、高いところ、高所から村長は眺めて、どう思われますか。お願いします。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどの森議員の追加質問に答弁をさせていただきます。

まずはどこからお話しさせていただきましょうか。暗渠の件からにしましょうか。

県道で折れ曲がっている暗渠の件につきましては、先ほど田中課長が答弁されたように、今開渠になっている部分の暗渠化に伴って、同時に県には要望を出したいというふうに今現在考えております。

その前段として、現在開渠になっている当局側の認識を少しお話しさせていただきたいと思います。

これは私当時、当事者ではなかったので、あくまでも伝聞なので、少し間違った部分もあるうかとは思いますが、今私の認識をお伝えさせていただきたいと思いますが、パレットタウンが整備される当初、事業者様より、今開渠になっている部分は暗渠でとい

う計画を聞いておったというふうに聞いております。

しかしながら、地元生産組合の了解が得られなかつたので、現在のとおり開渠になつておるというふうに、当局、私としては認識を持っております。すなわち、地元の農業者、主に農業者、地元のみならず、下流域に及ぶ農業者の皆様の了解が現時点では得られていないため開渠になつてゐるというところが現在の認識であります。これは開渠部を暗渠にする際の一つ解決しなければならない問題、課題であろうかというふうに思つております。

そして、続いて横断歩道につきましては、先般より私は横断歩道の必要性は認識しております。しかしながら、議論の中で、北側がいい、南側がいいというお話、幾らかの方から聞く中で、北側がいいと言われる方、南側がいいと言われる方、多分4方向につくことがベストではあるとは思うんですが、これはどっちがつけばいいのかという部分において、なかなか情報が統一されていないというか、当局側への要望としては一本化されていないように、私としては受け止めております。

私はそう思ったので、先々週、パレットタウンの団地に足を運びまして、一軒一軒インターホンを鳴らして、地域の住民の皆様はどのように考えているかということをお伺いしてまいりました。

時間が夕方前だったので、ご自宅にいらっしゃる方は5軒しかいなかつたので、その5軒のお宅しかお声を頂戴することはできなかつたのですが、簡単に言うと、北側が2軒、南側が2軒、どちらかも判断ができないというのが1軒ありました。

踏まえて、じゃどちら側につけるのかという判断ですが、これは村当局としては判断はできないというのは、ご承知のとおりかと思います。

先行投資というお話なんですが、全てがそうだというふうには言わないんすけれども、じゃ村側が、横断歩道が北側にできるという前提で用地を購入した後に、南側しかつかなかつたという結果になった場合は、その北側は正直ちょっと村のお金を無駄に使つてしまつたという結果にもなり得るのかなと思います。その逆パターンもあると思います。

暗渠にするという、南側につく前提で暗渠を先行してしまつたとして北側についたとき、じゃその暗渠は果たして大きな意味があつたのだろうかと。

もちろん安全面を向上する点においては、開渠よりも暗渠のほうが好ましいと思いますが、その部分について地域の農業者の方がどういった判断をされるかはちょっと分か

りかねるところではあります。

ですので、先日も少しお話しさせていただいたんですが、私はこの件に関しては、公安委員会さんが歩道をつけていただくことにはおおむね前向きだろうという認識は持っております。

踏まえて、それがどこにつくのかという判断をもってして、速やかにこの件は対応を図りたいというふうに考えております。

森議員がご指摘をされたとおり、北側につきますよというお話であれば、待避所を造ることはもちろん必須であろうかと思いますし、南側に造るのであれば、もちろん開渠部を暗渠化する必要も出てくると思います。

ですので、何でもかんでも先行投資して周りを固めればいいというのは、もちろん理想論としては正しいのかもしれないですが、公費を預かる立場として、やみくもにその方針で判断、決定をすることはなかなか難しいものがあるのかなというふうに現在考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。ご理解のほど、よろしくお願ひします。

○議長（古川元規） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 暗渠の話、これ、生産組合云々というのは私も聞いております。当時、あそこを暗渠にしてしまうと、やっぱり水が流れが悪くなるということがありました。

ただ、道路をまたがって折れ曲がっておる。あそこを初めから暗渠にしておけば、あそこを真っすぐにすれば、そんなひどいことはないだろうと。

そこら辺りは、先ほど言いましたけども、生産組合と。要するに、行政サイドとして全体の奉仕者、全体を見たときにどうするかというのが必要でなかろうかなというふうに思います。

それから次に、北側につける、南側につける。当初は、地元の方、来ておいでますけども、私もやっぱり交差点の南側が妥当だろうと思ったんですが、今、いかんせんといいますか、6月9日に上市警察署へ行って話をしましたら、瞬間的にだけ見せます。こういう図面がもうできてるんですよ。

これは何かといいますと、北側につける図面。だから、村が最初に要望したときに、警察と村かどうか知りませんけども、なら、どこがよかろうかということで、恐らく公安委員会、警察なりが、このほうがいいんじゃないかなと思ったんだと思います。

なぜかといいますと、道路を渡りますと、反対側にもう既に歩道ができるおるんですね、真っすぐ。北側にですね。多分あそこを通ればいいと。

ところが、あそこは暗い。暗ければ電気をつけりやいいんでしょう。田んぼがあつて危ないと。ガードレールをつければいい。要するに、いかにしてこの後舟橋を担う子どもたちを守るか。原点が違うんですよ、だから。そこら辺をどうしたらいいかということを、これは行政サイドが考えにゃならん。

先行投資を言いましたけど、必ずしも先行投資が正しいとは言わない。当たり前ですよ。ただ、今の場合は、要するに周りから攻める。言いましたけど、横断歩道なんて簡単にできないんですよ、はっきり言って。横断歩道をつくれば、やがて信号も一緒になるかもしれません。いろんな施設、設備が必要になるんですよ。

だけども、やる方法としては、あそこの場合は、もっと言うならば、2年、3年前にあそこに歩道をつけましょうと言ったのは、誰が発案したんですかね。村でしょう。行政側が言ったんですよ。それを議会が反対したから、あ、そうですか。下がりましょうと。

そんなもんじゃないでしょう。恐らく相当数、2年、3年、4年、5年後のことを考えながら提案したと思います。

だから、今のうち……。どうなんですか、分かりませんけど。村長の答弁も、まあそう……。そこまでで終わったから、私はこれ以上言いませんが。

いずれにしても、四、五年後を考えたときに、あそこに26軒建っています。そこに若い夫婦が来ております。当然そこは人口増から考えりやいい。要するに、地方創生ですね、考えれば、人口が増える。子どもが増える。だから、横断歩道をつくる。歩いて向こうへ渡る。安心、そうすれば信号もつけなきゃならんかもしれません。

私はいつも思っているのは、あそこ、ネックになるのがもう一つ。例えば、北側に横断歩道をつけました。横断歩道をつけて、そこからどこへ行くかと。何か学校のほうでは、集落の中で通学道路というふうに指定されておるそうですが、そこまで行くがに100メーターもないですかね。あそこは全く、歩道も何もない。そうすれば、横断歩道が北側にできれば、その後どうするかを考えるのが、私は行政だと。よろしくお願ひします。

○議長（古川元規） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 議席番号3番加藤智恵子です。よろしくお願ひします。

初めに、ケアハウスの設置についてお伺いします。

ケアハウスとは経費老人ホームの一種で、おおむね 60 歳以上、夫婦で入居する場合はどちらかが 60 歳以上の高齢者が入居できる安心の住まいです。

自分で身の回りのことはできるが、独り暮らしに不安がある方が対象で、1 日 3 食の食事の提供や生活相談、見守りがあります。必要になれば外部の介護サービスを利用しながら、自分らしい生活を続けられるのが特徴です。費用は所得に応じて設定され、民間の有料老人ホームよりも比較的安く、安心して暮らせます。

本村には、特別養護老人ホーム「ふなはし荘」や認知症グループホーム「ケアホーム舟橋あいの風」はありますが、軽費老人ホーム、ケアハウスはありません。

本村でもケアハウスの入居を希望する声が以前から寄せられていましたが、村内にケアハウスはないので、入居希望者は大好きな舟橋村以外の施設に頼らざるを得ない状況です。

今年、2025 年を迎える、およそ 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となり、75 歳以上の後期高齢者は五、六人に 1 人となる時代に入り、ケアハウスの入居を希望する声が増えています。

また、ケアハウスの入居希望者は高齢単身世帯が多かったのですが、現在では高齢夫婦世帯や、子や孫と同居している高齢者からも、若い世代に迷惑をかけたくない。遠慮せず、仲間と自由に暮らしたいという理由で、入居を希望される方が増えています。

このような声を受けて、村として、ケアハウス設置の必要性をどのように認識されているのか。さらに、今後の方向性、整備の見通しについてお伺いします。

次に、ハンドル型電動車いす購入費助成制度についてお伺いします。

ハンドル型電動車椅子は、高齢者の外出を支える移動手段です。見た目は小型の電動スクーターに似ており、ハンドルで操作します。最高速度は 6 キロ程度と歩く速さで、歩道を安全に走ることができます。運転免許は不要で、買物や通院など日常生活の移動を支援する安心で便利な乗り物であり、足腰に不安があっても安心して外出できる移動手段です。自分の行きたいときに自由に動けることで、生活の楽しみや社会参加が広がり、心身の健康維持にもつながる大きなメリットがあります。

4 輪タイプのハンドル型電動車椅子は、安定性が高く、転倒の心配が少ないため、高齢者にとって安心です。段差や坂道でもバランスを崩しにくく、外出先でも安全に利用できるのが大きな特徴です。車の運転免許返納後や歩行に不安を抱える高齢者の外出を

支える生活インフラとして極めて有効です。

本制度導入により期待される効果は、QOL（生活の質）の向上、閉じ籠もり防止・健康維持、送迎負担の軽減、これは家族も含めて。

これらの制度導入の必要性を踏まえ、以下についてお伺いします。

制度導入の必要性に対する村の認識。

補助率、上限設定を踏まえた財政規模の想定。

次、制度導入に向けた課題（財源、審査体制、業者連携等）と対策。

以上3点です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 3番加藤議員のケアハウスの設置について並びにハンドル型電動車いす購入費助成制度についてのご質問に、併せて回答をさせていただきます。

まず、ケアハウスについてであります、特別養護老人ホーム、いわゆる特養の利用とまではいかず、議員ご説明のとおり、必要に応じたサービスを受けながらも、自分らしい生活を継続したいというニーズに適しているサービスであろうかと認識しております。

そのケアハウスが、願わくば、住み慣れた地域、もしくは比較的近い距離にあることで、年齢を重ねてからも安心して住み暮らせる心のゆとりにつながるものであろうかと思っております。

現在、舟橋村の人口のボリュームゾーンは、45歳から60歳が人口数として多い年代となっております。今現在においても一定数の要望、ニーズがあることは承知しておりますが、今後さらにそのニーズは高まっていくことが予見されておりますので、来年度以降にでも地域の皆様の動向の調査や近隣のケアハウスの現状、課題等の調査を行いたいと考えております。

踏まえて、その先に、時間軸で精査し、整備の必要性の検討を深めてまいりたいと考えております。

続いて、ハンドル型電動車いす購入費助成制度についてのご質問に回答をさせていただきます。

こちらの件については、先般より、いずれかの時期に予算化の必要性があるのではないかと想定しておりますので、この段でご質問をいただきましたことに、まずは感謝を申し上げたいと考えております。

本年度は免許返納の方々に対して、移動手段はタクシーに限らせていただきましたが、その額面を増額し、現在予想以上の利用をいただいておるところであります。日常の移動支援の重要性を改めて認識しているところであります。

しかしながら、免許も取得されなかった方や返納されて一定期間が経過された方に対しては、現在舟橋村には公的な支援はない状況であります。

健やかに日々をお過ごしいただくには、日常の移動手段は重要な要素であろうかと感じております。その上で、ハンドル型電動車椅子の購入費助成については、議員ご指摘のとおり、QOLの向上、健康増進、関係者の負担軽減に資するものであろうと考えております。

現在、近隣自治体の動向や利用実績等も認識はしておりますが、車両の本体価格は40万円前後と非常に高額になるため、その費用助成割合や運用規則などの精査は今後深めていく必要があります。

導入に際しては、段階的に対象者を広めていくことで、一時的な財政の負担もならせるものではなかろうかと考えております。

一方、ハンドル型電動車椅子は、十分な安全性の配慮からかと思いますが、道路交通法において速度、時速6キロメートル以下に制限がされております。

一例とはなりますが、舟橋村役場からお隣の立山町にあるスーパーセンター「シマヤ」さんまでの距離は約3キロとなっており、ハンドル型電動車椅子であれば、所要時間として30分程度を要する見込みとなっております。この時間は、ご高齢の方に対しましては、夏場においては大きなリスクになり得ると感じます。

そういうリスクも回避ができる手段の一つとして、令和5年7月1日施行となりました改正道路交通法において、免許不要で乗車できる特定小型原動機付自転車も選択肢の一つになるものと考えております。こちらについては、最高速度は時速20キロメートル。小学4年生の平均的な50メートル走の速さまで最高速度が出せるものとなっており、こちらであれば10分足らずでスーパーセンター「シマヤ」さんまで到着することが可能になります。

今ほど夏場のリスク排除の一例としてご紹介をさせていただきましたが、今ほど申し上げた手法のみならず、そのほかの手法についても今後広く情報を得てまいりたいと考えております。

総じてになりますが、高齢者を主とした移動手段のない方々にも日々満足な生活を送

っていただけるような施策を、今後検討を深めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 今ほどは、すてきな答弁ありがとうございました。

その目安としてシマヤさんに行くとか、電動自転車も挙げられるというのは、あ、その手があったかという感じで、とてもすばらしいなとは思っています。

それで、もともと今の高齢者、80歳以上ぐらいの方は、特に女性の方はなかなか、車の運転免許すら持つておられない方が多かったと思います、年代的にね。一家に1台で、お父さんかな、世帯主が運転しているという感じだったので。移動手段としたら、いつも家族に乗せてもらう。そういう年代の方が多いので。

でも、スクーター型の電動車椅子だと、意外と安全に。ちょっと費用は違うかもしれません、遊園地のゴーカートに。子どもでも乗れるかなと。そういうことであれば、そこそこ判断力がある高齢者も乗れるのではないかと私は考えています。

それで、これは提案なんですが、どこか広場で、高齢者の関心のある方に集まっていただきて、それが売れればなおよしなので、業者さんにそういう電動車椅子を持ってきていただきて、ちょっと試乗会みたいのをしてはどうかなと思った次第です。どうぞ返答をお願いします。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 今ほどの追加質問に答弁をさせていただきます。

80歳以上の女性の中で免許を所持されていない方が多いという情報、ご指摘、真摯に受け止めたいと思います。そういった方々にも広く利用できるような制度設計をしていきたいというふうに改めて感じたところであります。

そして、あわせて、そういった電動自転車と呼べばいいんですかね、ハンドル型電動車椅子の事業者さんに、試乗会的なものという要望ではあったと思うんですけども、実を申し上げますと、今年の「SAKURA meets」の際に、富山市内にあります、電動車椅子を取り扱っている事業者さんと少しご縁をいただきまして、こういうのをどうですかということがあったので、こっそりではあるんですけども、そこで自由に乗っていただきてもいい機会というのを設けさせていただきました。

ただ、「SAKURA meets」に高齢の方が多く来られるかと言われると、そうではなかったので、事業の中で埋もれてしまったということは否めないかなというふ

うに思います。

私もあまり、いろいろラインナップがある中で、どれがどうだという認識はまだ現時点では持ち合わせておりません。あくまでもウェブ上で、どういうメーカーさんがどういうものを出していくという程度でしかないので、今後そういった事業者さんからも広く情報等の提供をいただきまして、願わくばこの試乗会的なものも開催できないかというところは模索してまいりたいというふうに考えておりますので、このタイミングにおいて確約的なご返答はできないですが、気持ちとしてはそういう方向性で対応を図りたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（古川元規） ここで暫時休憩いたします。休憩は午前11時20分までといたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

前原英石議員。

○7番（前原英石） 前原でございます。よろしくお願ひいたします。

皆さんも感じておられると思いますが、今年の夏は本当に異常で、この暑さにうんざりしております。私自身も体調の不良を感じたり、集中力がだんだん欠けていく。決断力がなくなっていく。つくづくこの暑さには、もううんざりしております。

村民の皆様におかれましても、日常生活に支障が出たり、また外出も制約されたりと思しますし、働いておられる方々にとっても、仕事にも支障を来していることと思っております。

そんな中で、いや何か最近、救急車のサイレンの音をよく聞くようになったなというふうに思ったので、東部消防舟橋分遣所のほうに、舟橋村で熱中症で搬送された方は何人ぐらいいるんですかというふうに聞きに行きました。

ほったらすぐに、その日のうちに返事が来まして、これは公にも話はしているんですけどけれども、舟橋村は今年に入って、今から10日ぐらい前までですが、ゼロであると

いう話でした。

そのゼロという話に少しひっくりしたところではございますが、逆に考えれば村民の皆様がそれぞれ熱中症対策を取っておられたのかなというふうに感じたところであります。

このゼロというような数字、やっぱりこの後まだ30度以上の気温が続くわけですから、これまで同様にしっかりと熱中症対策を取っていただきたいと思いますし、村での施策として、クーリングシェルター、また熱中症の指標計等の配布などについても、このゼロという数字に多少のつながりがあるのではないかというふうに思っておりますので、今後とも村民の皆様には、しっかりと熱中症対策を引き続き取っていただきたいなというふうに思います。

それでは、私の通告をしております村長交際費の公開について質問を行います。

村民から、村長交際費の使途について関心が寄せられていることがあります。交際費は、行政の円滑な運営やトップセールスに係る費用など必要な部分も多々あると思いますが、その透明性が担保されていなければ村民からの不信を招くおそれがあります。

村政への信頼と住民の期待に応えるため、そして理解を深めるためにも支出基準、公開基準を明確化し、村長交際費の使途を定期的にホームページ等で公開する制度の導入を検討すべきと考えますが、村長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（古川元規） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 7番前原議員の村長交際費の公開についての質問にお答えいたします。

村長交際費は、村長が村を代表して行う外部の個人や団体との交際に要する経費であり、主なものとしましては、各種団体の総会や懇親会の会費、香典等の弔慰金、文化・芸術・スポーツ団体等が主催する事業への協賛金などが挙げられます。

これまで舟橋村では交際費の支出基準、公開基準を定めておりませんでしたが、議員ご指摘のとおり、より透明度の高い村政を推進するため、速やかに基準を策定し、定期的に支出内容を情報公開してまいりたいと考えております。

今後とも、村長交際費の支出に当たっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるように努め、適切に執行してまいります。

以上です。

○議長（古川元規） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 竹島貴行です。私は、今回通告しております3点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目として、舟橋会館駐車場等について質問します。

舟橋会館の駐車場ラインは、白線もありますが、赤系統のラインとなっております。なぜこの色のラインが引かれているのか理由が分かりません。お尋ねいたします。

次に、舟橋会館利用者が増えていると感じていますが、駐車している車を多く見るなと感じています。

私自身、車を駐車する際に駐車ラインの幅が狭く、止めにくさを感じています。利用者サービス向上のためにも、駐車ラインの幅を広くすることを要望します。もちろん全体の駐車台数の確保も大切ですが、敷地全体を俯瞰し、必要駐車台数を確保する駐車場レイアウトを検討いただければと考えます。

次に、子育て支援センター横にあるゲートボール場ですが、目的どおり利用されているのでしょうか。私にはあまり利用されているように見えませんので、ゲートボール場を子どもたちの走り回りやすい芝張りか、臨時駐車スペースに利用できるよう改善できなかと思います。

担当課長に当局の見解をお尋ねします。その上で村長にも考えがありましたら、お聞きします。

2点目の質問として、公共施設トイレの洋式化改修についてお聞きします。

6月議会で同僚議員から公共トイレの洋式化要望が質問されました。この問題は地域住民の直接的な要望であり、私は重要な問題と捉えていますので、重ねて村が正面を向いて事業化することを要望します。

10年ほど前になりますが、住民の方から、公共施設のトイレが和式トイレであり、洋式トイレが定着している現在、トイレが使いづらいという声を聞き、役場職員とともにトイレの実情を確認し、2代前の故金森村長に、公共トイレの洋式化を図ることは住民目線で必要なことだということを質疑提言し、村長からは、財政が厳しい状況であるが、前向きに取り組むと直接回答をいただきました。また、当時の総務課長も、予備費を活用して取り組みますと話をいただきました。

当時は村が約束してくれたと考えていましたが、時間もかなり経過していますので、

現在、公共施設トイレの洋式化の改修がどこまでいっているのか、担当課長にお聞きします。

また、この話は万博会場のような1か所3億円のトイレを要望するものではなく、きれいで使いやすいトイレを整備することで、公共施設や公園の利用促進につながり、村のイメージアップにも直結しますので、住民サービスとしての見える化にもなると考え、要望するものあります。

村長に必要な事業と認識いただき、早急に取組を要望しますが、村長の見解をお聞きます。

3つ目の質問は、防災への取組についてお聞きします。

9月1日は「防災の日」として、県下各地で防災訓練がなされました。村長は防災について強い関心を持たれ、多くの企業や団体と防災連携協定を結んでこられました。また、ハザードマップの3D化にも取り組むことを表明されており、防災に対する村長の評価を上げることにつながっていると思っています。今議会の初日で議案提案理由説明でも細かく防災について触れられ、村長の防災に対する強い思いを知り、うれしく感じた次第であります。

私は、令和5年12月議会で防災に関する一般質問のため、防災視野を広げる目的で住民の方たちと防災士の資格を取りました。その翌月、元旦に能登半島地震が発生し、混乱の中、講習で得た知識が役立ったと考えています。

このときの震災被害は甚大でしたが、当時の岸田総理は、万博開催を遅らせ、能登半島地震の復興を優先すべきという意見をはねのけ、万博と震災の両立にこだわり、結果は周知のとおりです。まさに政治の信頼が失墜したといっても過言ではないと私は思っています。

そこで、いつ来るか分からない災害から人を守る基本は、村民個々が自らを守ることだと考え、村長の防災メニューに村民の防災意識醸成を加えていただきたいと思います。非常時に個々が自分を守る行動ができれば、人的被害を少なく抑えられると考えます。災害状況に応じ、どこへ避難するか。それに応じた避難ルートを盛り込んだ避難計画を村民に作成してもらえば、防災意識の向上につながり、個人で避難計画が作成できない人には、村が寄り添い、避難計画の作成を手伝う。そして、住民の計画を村が情報として共有することができれば、いち早く災害時の状況把握手段に活用できると考えます。

この取組は大変な作業のように見えますが、住民ファーストの観点から、村民の最も身近な村として取り組んでいくことは、事業として十分に価値があると思います。

そして、日頃から防災のP D C Aサイクルを回していくことが村の防災力強化につながり、村民の安心・安全が図られると考えます。村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（古川元規） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 6番竹島議員の、舟橋会館の駐車場についての質問にお答えいたします。

舟橋会館の駐車場は、子育て支援センター「ぶらんこ」の駐車場と地面がつながっておりますが、施設の利用者が分かりやすいように、舟橋会館の駐車場は白色のラインを引き、子育て支援センターの駐車場には赤色のラインを引き、ヒヨコの絵柄マークもつけております。

また、駐車スペースにつきましては、舟橋会館を利用される方が余裕を持って駐車できるように、駐車可能台数も勘案しつつ、ラインの間隔を広げるなど、改善を検討してまいります。

最後に、以前ゲートボール場として利用されていたスペースにつきましては、現在子育て支援センターの建物の北側に残っておりますが、議員からご提案いただいたとおり、例えば、子どもたちが遊ぶスペースや利用者の駐車場として利活用できないか、施設利用者のご意見などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 6番竹島議員の、公共施設のトイレの洋式化改修について、見解を述べさせていただきます。

冒頭に、現在、村内公共施設内における大便器の洋式化率は、41基分のうち21基、約51%となっております。そのうち、施設ごと並びに男女別において一基も整備がなされていない箇所は、舟橋駅に併設されているトイレ、こちらは男女ともに。京坪川河川公園のトイレ、こちらも男女。舟橋会館前のトイレ、こちらは女子トイレのみの計5か所となっております。

昨年度までは順次改修が進められてきた経緯がありましたが、本年度は改修を実施しておりません。

先ほど申し上げました未着手の箇所全ては、スペース的な問題から起因する、便器の

交換作業では対応し切れない点と、併設してあります多目的トイレの有無という観点から、先送りとなっていました。舟橋会館前女子トイレは、スペース的な問題と舟橋会館内に洋式トイレがあることから、見送りをしておったということです。

踏まえて、議員ご指摘のとおり、トイレを整備することで施設の利用促進や利用者の満足度につながる部分もあるかと感じておりますので、改めて予算状況を勘案しながら優先度をつけて整備を図りたいと考えております。

今ほど申し上げたとおり、ご認識いただきたい点としては、スペース的に便器の交換のみでは対応が難しいということ、そして大便器の設置個数も減少せざるを得ないということをご承知おきいただきたいとまずお願いして、答弁とさせていただきます。

続いて、防災への取組についての見解をお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、個々人が自身を守るという防災意識の醸成については、懸案事項の一つとして認識をしております。そのため、各地自治会の各班においても、お一人は防災士の資格を取得していただきたいという思いから、昨年度より県の補助に上乗せする形で防災士資格取得の補助を行ってまいりました。

しかしながら、一昨年に発生した大雨による白岩川の堤防の決壊や昨年の能登半島地震などの災害は、時間とともに記憶が薄れ、防災意識が薄れていくのは致し方がないものだと思いますが、こちらについては、引き続き防災士の資格取得の推進等は行っていきたいと考えております。

あわせて、個人の避難計画についてですが、最善策は各世帯が様々な災害を想定し計画の策定を行うことありますが、そこまでに至らずとも、イメージをしていくことは重要であると考えております。

本年度は、都市空間情報デジタル基盤構築事業を委託し、特に舟橋村として注視すべき白岩川の堤防越水、破堤に対しての具体的なイメージを持つことが可能となる見通しです。

もってして、来年度、まずは各自治会に向けて避難計画の策定についての支援を行い、それ以降に個別支援という順序立てで、ご指摘のとおり、個々人の避難計画の策定、そしてその機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

村民の皆様の生命や財産を守ることが公としての役目の一つでもありますので、議員の皆様にもその点お力添えを賜りながら、全村民の皆様方に対して取組を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、見解をお答えさせていただきました。

○議長（古川元規） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） ただいま答弁いただきましたこと、お礼申し上げます。

まず、防災のほうから。ちょっと引っかかった点があります。

今村長の答弁いただいた内容につきましては、本当、上から情報をどんどん、どんどん流すというふうな感じに聞こえました。しかし、東北での災害のときに言われたことは、「てんでんこ」という言葉がありました。個人個人が周りを気にせず、それぞれ逃げなさいという、そういうことだったと思います。

村民の皆さんには、それぞれ状況とか、その背景が違います。ですから、それぞれに応じて自分が、じゃ、こういうときにどこへ逃げるんだという、そういう思いを持っておかれることは、私は大事だと思います。

自ら自分を守るという、そういう認識を村民の皆さんに持っていただくということ、これを村が手助けするということあります。

いろいろその仕組みを村長につくっていただいておりますが、基本は人、個人だと私は考えております。そこをまたご配慮、よろしくお願ひいたします。

次に、トイレにつきまして、洋式化実施率が51%だというふうにおっしゃっていたいただきました。そこまで進んでいるとは私は思いもしませんでしたが、トイレというのは非常に大事な空間というか、村においては場所であります。

私も長年この建築というものについて携わってきておりまして、いろんなことを経験してきました。

ただ、私が今この年になって思うことは、建築というのは非常に単純なものであると。言葉は悪いんですが、簡単に切って、貼ってという、そういう世界です。

ですから、公園のトイレにおきましても、スペースがないと。洋式化するスペースが限られているという、そういうことの認識のように聞こえましたが、私は、それなら思い切ってそのスペースを広げれば、枠を取っ払って、物は小さいですから、必要であるという観点からすれば、そういうことも考えていただいていいんじゃないかなというふうに思います。

給水排水の設備はもうそこに来ていましたから、あとは器だけの問題になるのかなというふうに思います。

これも、舟橋村は非常にトイレがすごいねと言われれば、舟橋村のイメージアップに

もつながっていくというふうに考えております。

公園も使いやすい、施設も使いやすいというふうなことにもつながっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ご検討のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（古川元規） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（古川元規） 次に、ただいま議題となっております議案第22号から議案第31号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（古川元規） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時45分 散会